6　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条の規定の適用がある欠損金額及び令和２年旧法人税法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

7　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）、令和２年旧法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる令和２年旧政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）又は地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第118号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による損失の額の合計額⑨」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等による利益の額の合計額⑩」の各欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は令和２年旧法人税法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十六　横入］

第６号様式別表13記載要領

1　この明細書は、法人が法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合、地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第20条の３第１項若しくは第２項の規定によ

6　「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は５年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、同条第３項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は同条第４項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第１項に規定する災害損失欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

7　「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第１項若しくは第４項又は政令第21条第２項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

8　法人税法第57条第２項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第２項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第６号様式別表９の写しを添付すること。

第六号様式別表十三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙三十七　横入］

第６号様式別表13記載要領

1　この明細書は、法人が法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成29年政令第106号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第５項第１号（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産譲渡等損失額となる金額の計算を行う場合において、同条第７項（同条第11項において準用する場合を含む。）に規定する場合に該当する場合に記載すること。